# 計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令 （平成十三年経済産業省令第百六十八号）

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

# 附則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年五月二五日経済産業省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。